

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24年 5月 7日現在

機関番号：17101

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530533

研究課題名（和文） 触法精神障害者処遇の動向に関する研究

研究課題名（英文） Research on the Tendency in Treatment of Mentally Disordered Offenders

研究代表者

喜多 加実代 (KITA KAMIYO)

福岡教育大学・教育学部・教授

研究者番号：30272743

研究成果の概要（和文）：触法精神障害者処遇に関する法律として心神喪失者等医療観察法が2005年に施行された。本研究は、1990年代後半から同法成立前後の触法精神障害者の処遇をめぐる議論と、1970～80年代の保安処分をめぐる議論との、二つの時期の異同を検討した。両時期を比較すると、刑罰や責任に対する捉え方、触法精神障害者と一般の精神障害者の位置づけ、心神喪失者に特化した処遇への態度等について、対照的ともいえる議論の趨勢があることが確認された。

研究成果の概要（英文）："Act on Medical Care and Treatment for Persons Who Have Caused Serious Cases under the Condition of Insanity," as a first act on treatment mentally disordered offenders in history in Japan, was enforced in 2005. This research compared the arguments on mentally disordered offenders recent years with those in 1970-80s. Compared the two periods, contrast views are presented, on penalty and responsibility, classification between mentally disordered offenders and mentally disordered patients (non-offender), specialized treatments in insane offenders.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：医療・福祉、刑事法学

1. 研究開始当初の背景

(1) 2005年に心神喪失者等医療観察法が施行されたことにより、触法精神障害者に対して、刑事処遇一般とも精神障害者への治療とも異なる特別の処遇が実施されるようになった。触法精神障害者へのこうした特別処遇は、第二次大戦後は、1961年の刑法改正準備草案が起草された前後から「保安処分」

として議論されてきた。しかし保安処分の導入については、特に1970年以降、法曹界からも精神医療従事者からも異論が多く提出されるようになり、見送られてきた経緯がある。これに対して、心神喪失者等医療観察法の成立時には、異論はそれほど多くなかった、あるいはそれほど勢力となりえなかった。ここに何らかの状況の変化や認識の変化を

想定できる。

(2) 触法精神障害者の処遇をめぐる近年(1990年代後半)の傾向として、先行研究が指摘するのは、触法精神障害者の刑罰化や有責化の傾向である。他方、犯罪行為や問題行動の病理化・医療化の傾向もあるといわれている。これらの議論の傾向は、心神喪失者等医療観察法の成立とどう関わるか。

2. 研究の目的

(1) 1990年代後半以降の、心神喪失者等医療観察法に関する議論も含めた触法精神障害者の処遇に関する議論のなかに、1(2)で述べた刑罰化・有責化と病理化・医療化という論点がどのように登場するかを捉える。

(2) 近年の議論の傾向を捉えた上で、これを1970~80年代の保安処分に関する議論のあり方と比較する。保安処分に対する反対論が優勢になったのがこの時期であるためである。2つの時期で、触法精神障害者の処遇はどのような問題として捉えられ、どのような処遇が望ましいとされたのかを比較する。

3. 研究の方法

法学、精神医療の専門誌、論壇誌を中心に、新聞、週刊誌の記事も含めて、心神喪失者等医療観察法、保安処分、精神障害者の触法行為、精神医療や行刑の現状等について扱ったものを網羅的に対象とする。どのような論点が、どのような主張において登場するかに注目して検討した。

4. 研究成果

(1) 1990年代後半からの触法精神障害者の処遇をめぐる議論及び心神喪失者等医療観察法に関する議論を吟味し、以下の知見を得た。

この時期には、しばしば刑罰化・有責化の主張が見られる。とりわけ「罪を犯した精神障害者自身が刑罰や裁判を受けることを望んでいる」という主張が、医療観察法導入賛成論でも反対論でも用いられていた。

しかしながら、少なくとも雑誌や新聞に載る意見のなかで精神障害者や触法精神障害者がそのように表明したものは多くなく、精神障害者が「処罰を望む」と述べる場合も、触法精神障害者当事者の立場から主張されたといえるものは更に少ない。

他方で、精神医療従事者の論からは、触法精神障害者が犯罪行為を自覚・反省していない、あるいは犯罪行為について当事者と語ることは医療の場でタブーになっている、といった指摘も見られた。

1980年代にも精神障害者が裁判や刑罰を望む発言は見られるが、それは、1990年後

半での主張内容とは異なる趣旨でなされている。1980年代には、冤罪への懐疑や、当時問題視されていた精神鑑定について医師の説明責任を求める主張のなかで具体的な要求として、触法精神障害者に対する裁判や刑罰が求められていた。

(2) 1970~80年代における保安処分をめぐる議論について検討し、刑法改正作業に関連して以下のような議論の動向を確認した。

1960年代には、保安処分に対する反対意見は、精神医療従事者にも刑法学者からも強く出されてはいなかったが、この時期には、刑法改正への反対論及び保安処分反対論が優勢になった。学生運動や社会運動の取り締まり(犯罪化)に反対する議論とともに、これらの活動で逮捕された人々が病理化・医療化されることに強い懸念と異論が提出された。犯罪化に対する懸念は、国民全体に対するもので触法精神障害者に限定されるものではなかったが、このことが却って、触法精神障害者を対象とする保安処分への反対を刑法改正への反対と同一の問題に収斂し、各界や世論に訴える力にもなったと想像される。

保安処分に対する反対論の隆盛に決定的であったのは、確かに、従前から指摘されるとおり、日本精神神経学会(以下、精神神経学会と記す)の保安処分に反対する決議であったと言えよう。しかし、上述のように、刑法改正による取締強化・犯罪化に対する懸念や批判から、保安処分への懸念が醸成されていった面もあると考えられ、それには刑法学者や弁護士による刑法改正反対論が重要なものであったといえる。

さらには、刑法改正や保安処分に対するより多様な層からの反対が表明されるようになり、専門誌に限定されない議論の場の広がりも見られた。

日本精神神経学会は、1965年には保安処分を支持する「刑法改正に関する意見書(第1次案)」を、1967年には同様の趣旨の「同(第3次案)」を学会誌に掲載していた。しかし採決には至らず、逆に1971年に学会として決議されたのは、「保安処分新設に反対する意見書」であった。

この決議は、法律関係者の議論にも大きく影響した。一つには、制度を支えていくことが想定される医師から、保安を重視する制度の下では治療が困難であるという批判が出たことで、触法精神障害者の治療を旨とした処分であるとする主張に疑義が深まったことがある。もう一つには、再犯の予測が精神医学的には困難であると言われたことにより、精神衛生法が規定する医療とは異なる処分を規定する意義や処分の終了時期の確定についても曖昧さが増したことがある。

刑法改正全般については、刑法学者を中心に1960年代から既にかなり批判が出ていたが、1970年代には、その批判が一層明確化され、刑法改正準備草案の逐条的な解説と批判が法学専門誌に掲載された。特に厳罰化と刑法に規定される犯罪種別の多様化がここでは問題にされ、(2)のはじめに述べた社会運動等の取締強化への懸念につながった。しかもそれらは、刑法改正作業に携わった当事者たちが書いたものも多く含まれていた。(その何人かは途中で改正作業の委員を辞任している。)このことは、改正作業や準備草案にそれほど問題を感じていなかった刑法学者や弁護士にも影響を与えた。また、刑法改正反対論は、新聞や一般誌においてもしばしば登場した。改正推進論者は、一般メディアにおける反対論を感情的・扇動的なものとして評し、それが妥当する面もあるものの、一般メディアでの概説や批判も上記専門誌でのポイントを同じ著者がわかりやすく述べたということもあった。

また、保安処分について言えば、刑法改正準備作業において、2つの保安処分案が検討されたことも保安処分についてやや懐疑的になるきっかけになったという見解もある。2つの案のうち、1つは触法精神障害者を法務省の刑事施設で処遇し、刑と処分が科された場合は刑を先行して執行するというものである。もう1つの案は、処遇場所を厚生省下の医療施設とし、刑と処分が科された場合は、治療としての処分を先行するというものであった。結果的に前者の案が保安処分案として採用されることになったが、この2つの案が対比されたことは、触法精神障害者への治療や拘束についての考察を立法関係者に再考させることになった。これは取り締まりの強化や濫用の可能性への懸念というより、触法精神障害者に対して処分が治療的に働くかという疑問を醸成したといえる。

刑法改正をめぐるこうした状況のなかで、先の日本精神神経学会の「保安処分新設に反対する意見書」が出された。このことは、触法精神障害者の処遇としての保安処分が、治療的であるか、人権上の問題はないかという点で、法曹関係者に更に疑義を抱かせるものになった。

また、同時期には、日本精神神経学会のシンポジウムで、政治犯や活動家を逮捕した後、投薬して精神鑑定をしたり精神科に入院させたりといった事例が告発的に報告されたこともあった。また、山谷や上野の労務者が「アルコール中毒」とされ行政を通じて精神科病院に入院となり「患者狩り」として問題となったことも、治安上の取締強化への懸念を深めさせた。そして取締

対象者が、医療化・病理化されて拘束されたことが、活動の取締、予防拘禁としての保安処分という印象を強化することにもなったといえよう。

(3) 上記の論点とも関連するが、1970～80年代は、精神病院不詳事件、精神外科治療、診断や精神鑑定の妥当性等、精神医療のあり方自体が、強く問い直された時期でもあった。

1968年頃から、複数の精神科病院・病棟において患者の虐待致死、不審死や不適切な医療行為による死亡事故、虐待・暴行、自殺の続出、火災による焼死、作業療法と称した患者の労働収入の搾取などが報告されるようになった。これら事件は、新聞や雑誌で頻繁に取り上げられ、1970年には大熊一夫による「ルポ精神病棟」も紙上で連載され、大きな反響を呼んだ。大熊はアルコール依存と称して入院してルポを書いたが、こうして容易な入院がなされたことも、診断や医療への懸念を深めるものとなった。

また(2)でも言及したように、寄せ場等で、労務者が警察や福祉事務所を介して入院する事態が生じていることも指摘された。

1971年には、日本精神神経学会に対して、過去に行われたロボットミ手術が人体実験にあたり、同意を得たものでないとの告発がなされた。

また、薬物療法や生活療法についても、それが退院に結びつかず、むしろそれらが現場に適用された後に、入院者の増加や入院の長期化が生じている点で批判がなされた。

1970年代の後半には、司法精神鑑定が冤罪事件との関係で問題視された。精神鑑定が犯罪事実を前提になされたことや、容疑者に説明も十分でなく、犯行事実を否認した容疑者を貶めるような鑑定書になり、結果的に冤罪判決を促したかもしれない点が批判された。

こうした精神医療批判は、当初は各々固有の問題として提示されたが、精神医療の問題の諸側面として、また保安処分との関連で相互に結びついて顧みられることにもなっていた。1つには、治療上の効果がなく人権侵害的な精神医療のあり方が、触法精神障害者の治療という保安処分の構想への疑義となった。もう1つには、診断も曖昧で医療的にも不当な拘束が行われていることが、やはり保安処分が施行された際に対象の拡大につながることが懸念された。その点で、犯罪の医療化について一定の歯止めがかかったとも考えられる。

他方、精神医療の問題点を指摘し、これを

改革しようとする論者は、当時の精神医療を「既に行われている保安処分」と言及し、保安処分反対論を背景に、その人権侵害性、強制性、反治療性を指摘している面がある。1970年代の精神衛生法改正に関する議論においても、保安処分の考察から明確になった課題が指摘されている面があるといわれている。

同時に、こうした議論のなかで、保安処分の対象者としての触法精神障害者は、不当に取り締まれ病理化される可能性のある社会運動の担い手や、人権侵害的治療環境にある一般の精神障害者と立場を同じくする人々として想定された。そのため、1960年代や1990年代とは異なり、触法行為をした精神障害者に特別な処遇をすべきとする議論も後退したといえよう。触法行為があったか否かにかかわらず、現在の精神医療が提供でき、患者の人権を抑圧しない治療行為はどのようなものか、という問題設定が立てられたといえる。

(4) 1970～80年代には、(2) (3) で述べたような趨勢を確認するとともに、数としてはわずかであるが、有責化の論理が出始めたことも確認した。

その1つは、1970年代の保安処分反対論が精神障害者の犯罪率の低さを指摘したことへの批判として主張されたものである。この犯罪率の低さが主張されたのは、もともとは保安処分導入の理由として「精神障害者の危険性」が想定されたことへ反論するためであった。しかし、この反論を批判して、犯罪率の高低が問題なのではなく、刑罰を受けないことが不当なのであるという主張がなされた。

もう1つは、(2) で言及した、不当な逮捕と逮捕者の病理化への懸念や、精神疾患の診断や鑑定の妥当性への懸念に関連して主張されたものである。こうした懸念には、鋭い精神医療批判が含まれてはいたが、大勢としては精神障害者本位・患者本位の精神医療にすることを目的とした批判であった。しかしこの診断の妥当性や精神医療批判を拡大し、そもそも精神障害を規定することが困難であるという主張も登場した。ここから、触法者／犯罪者について、刑法39条が規定するような精神障害の有無による区別をすることも困難であり、一律に刑罰を科すべきとする論が見られた。

この論理は、2000年代に登場する議論のいくつかに類似したものであるが、1970年当時には類似の議論はあまり見られず、引用・参照もあまりされず、それほど支持を得ていなかったように思われる。この時期の大勢の主

張においては、犯罪者の医療化・病理化への懸念が、そもそもは刑事罰の拡大・逮捕者の拡大への懸念という文脈で主張されていた。そのため刑罰自体にも慎重になったということが考えられる。もう1つには、精神医療批判がなにより、精神障害者に対する治安的・刑事的関与を強く牽制するものだったこともある。

1970～80年代の議論を検討した精神医療従事者や刑法学の先行研究は、精神医療や刑事処遇の現状を顧みて、この時期に指摘された課題が今日でも妥当性をもつことを主張する。この主張に同意しつつも、議論の流れや文脈によって重視される問題が変わりうることを本研究では確認した。また、この時代を検討した思想史・知識社会学的先行研究は、近年の刑罰化・有責化の趨勢との関係を十分には考慮していないように思われる。本研究における1990年代後半との比較は、その点で意義があると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 喜多加実代、触法精神障害者という問題—1970年代における保安処分反対論の隆盛と保安処分対象者像の変化—、福岡教育大学紀要、査読無、60号、2011、1—15
<http://libopa.fukuoka-edu.ac.jp/dspace/handle/10780/1005>

[図書] (計1件)

- ① 喜多加実代、酒井泰斗他編、ナカニシヤ出版、概念分析の社会学—社会的経験と人間の科学—、2009、99—129

6. 研究組織

(1) 研究代表者

喜多 加実代 (KITA KAMIYO)
福岡教育大学・教育学部・教授
研究者番号：30272743